○総務省告示第七十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産
所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(105)　略］	［(　1)～(105)　同左］
［削る］	(106)　米子バイオマス発電合同会社（米子バイオマス発電所の送電線に係るものに限る。）／ 鳥取県知事
(106)～(126)　［略］	(107)～(127)　［同左］
(127)　株式会社イデック（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する太陽光発電に係るものに限る。）／ 佐賀県知事	(128)　株式会社井手電工（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する太陽光発電に係るものに限る。）／ 佐賀県知事
(128)～(141)　［略］	(129)～(142)　［同左］
(142)　吉田産業株式会社（宮崎県内の二以上の市町村にわたって所在する配管に限る。）／ 同	［新設］
［(143)～(149)　略］	［(143)～(149)　同左］
［4　略］	［4　同左］
5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産	5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産
所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　23)　略］	［(　1)～(　23)　同左］
［削る］	(　24)　株式会社ＮＴＴフィールドテクノ（大阪府内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）／ 同
(　24)～(　46)　［略］	(　25)～(　47)　［同左］
［6～10　略］	［6～10　同左］